

Q&A 国民年金

保険料免除制度が変わりました

平成14年4月から保険料をより納めやすくするために、従来の「全額免除制度」に加え「半額免除制度」がスタートしました。

申請は市の市民生活課国民年金担当に提出し、社会保険事務所で審査・承認されると保険料の免除(全額・半額)が決定されます。

1 持参するもの

- ・年金手帳・印鑑(本人が署名する場合は不要)。
- ・平成14年1月以降に転入された方は、市民生活課国民年金担当まで問い合わせをしてください。

2 申請手続きは市民生活課国民年金担当までお願いします。

※免除を希望される方は、5月中に申請すると申請前月(4月)から平成15年6月までの保険料免除が受けられますので申請してください。

問合せ先 市民生活課 国民年金担当

介護保険料(普通徴収分)納付のお願い

65歳以上の方で、年金額が年額18万円未満の方の介護保険料は、市から納付通知書を送付して納めていただいています。口座振替をご利用になられていない方で、未納分がある方は納付をお願いします。

(注)

65歳以上で年金額が年額18万円以上の方は通常、支給される年金額から天引きされることにより納めていただいています。65歳になられたばかりの方は、事務手続きの関係上、年金からの天引き(特別徴収)が翌年度の10月からとなり、それまでの間は、納付通知書による納付(普通徴収)となります。また、65歳到達日より月割り賦課となります。

天引き開始後も未納額がありますと、滞納と同様の措置を受けることになってしまいます。

★ 納付場所

- ◎納付通知書がお手元にある場合
お近くの金融機関(郵便局を除く)、市役所税務課、各コミュニティセンター
- ◎納付通知書がお手元でない場合
市役所税務課窓口、各コミュニティセンター

介護保険料を滞納すると？

まず、市役所税務課から「督促状」が送られてきます。特別な事情がないのに、なお滞納が続く場合は、介護サービスが必要になったとき次のような措置が取られます。

- 1年間滞納した場合：通常は1割負担の介護サービスの利用料が、10割負担となります。(後日、領収書を介護保険担当へ提出し9割分の払い戻しを受ける。)
- 1年6カ月間滞納した場合：介護保険担当からの9割分の払い戻しの際、その一部または全部を、一時的に差し止められてしまいます。
- 2年間滞納した場合：未納期間に応じた期間中、通常は1割負担の介護サービスの利用料が3割負担に引き上げられる他、高額サービス費(介護サービス利用料の1カ月の合計額が限度額を超える場合の返戻金)が受けられなくなります。

★ 早めにご相談を

災害、生計中心者の失業など特別な事情で保険料が支払えなくなったとき、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。介護保険担当にご相談ください。

- 問合せ先 ◎ 介護保険制度全般について ☎(46)5113内線121
いきいきプラザ都留内 健康推進課介護保険担当
◎ 介護保険料の納付について ☎(43)1111内線126
市役所税務課収納担当